

## PL レポート(製品安全) <2019 No.10>

■ 「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第1 営業日に発行し、製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

### 国内トピックス

#### ○抱っこひも安全協議会が抱っこひもの安全な使用に関する調査レポートを公開 (2019 年 11 月 28 日 抱っこひも安全協議会)

抱っこひも安全協議会<sup>※</sup>は 11 月 28 日、「2019 年度抱っこひもの安全な使用に関する調査レポート」を公開しました。

本調査レポートは、本協議会が抱っこひもの使用状況や使用経験、事故、ヒヤリハット事例を収集・分析し、その結果を本協議会会員が製品に反映させることにより、安全な製品の普及を図るものです。

今年度、転売や譲渡に関する調査項目が追加され、以下のことが明らかになりました。

- 使用後の抱っこひもについて、18%が「知り合いに譲る」、15%が「リサイクルショップなどで売る」であった。
- 抱っこひもの入手について、「親戚や知り合いからの譲受 (おさがり)」や「リサイクルショップ、オークション、フリマアプリなどから購入」といった入手経路が約7%であった。
- 入手経路が「親戚や知り合いからの譲受 (おさがり)」の場合の33%、「リサイクルショップ、オークション、フリマアプリなどからの購入」の場合の26%が、「取扱説明書が元からなかった」という回答であった。

以上から、抱っこひもを譲渡や転売によって入手する場合、取扱説明書のないまま、当該製品を使用しているケースが少なからず存在していることとなります。

このような現実を踏まえると、抱っこひもによる事故予防の視点の1つとして、上記のような譲渡・転売時における安全確保の観点から、「抱っこひも製造事業者」や「(新品の) 販売事業者」、「リサイクルショップ、オークション、フリマアプリなど」の事業者が、それぞれの立場で要求される役割・責任を踏まえた、次のような取組みが期待されているといえます。

抱っこひも製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「取扱説明書を必ず事前に読む」、「転売時は取扱説明書を必ず製品に添付する」ことを指示するタグを製品に縫い付ける。</li> <li>■ 「取扱説明書」を取り込める QR コードや URL の表示をしたタグを製品に縫い付ける。</li> <li>■ 想定以上の長期の転売・譲渡の繰り返しを避けるため、製品の設計寿命を明記したタグを製品に縫い付ける。</li> </ul>
(新品の) 販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 店頭販売の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入者への販売時に取扱説明書を必ず読むこと、さらに転売時・</li> </ul> </li> </ul>

	<p>譲渡時の注意事項として「取扱説明書は必ず製品に添付する」ことを促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 通信販売の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・梱包内に「取扱説明書を必ず読むこと」、「転売時・譲渡時は取扱説明書を必ず製品に添付すること」を明記した指示文書を同梱する。</li> </ul> </li> </ul>
サイクルショップ、オークション、フリマアプリなどの事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リサイクルショップ、オークションなど（対面販売） <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部電気製品で行われている「取扱説明書の添付を査定条件とする」など、リサイクル事業者での受け入れ時に一定の条件を設定する。</li> <li>・買い取った製品で取扱説明書が未添付であった場合は、取扱説明書を取り寄せ添付したうえで二次購入者へ販売する。</li> </ul> </li> <li>■ オークション、フリマアプリなど（ネット販売） <ul style="list-style-type: none"> <li>・出品の際は取扱説明書の添付を必須とする。</li> </ul> </li> </ul>

※抱っこひも安全協議会

日本国内で抱っこひもを輸入・販売する 44 社で構成され、抱っこひもの安全な使い方や事故事例の共有などを行う任意団体。

出所：抱っこひも安全協議会「2019 年度抱っこひもの安全な使用に関する調査」

<https://dakkohimo.jp/news/report2019/>

## 海外トピックス

### OCPSA が玩具による死傷事故報告書を公表

(2019 年 11 月 20 日 米国消費者製品安全委員会)

米国消費者製品安全委員会 (CPSC) は 11 月 20 日、「玩具に関連する死傷事故報告書 2018 年」(Toy-Related Deaths and Injuries Calendar Year 2018、以下「本報告書」)を公表しました。

本報告書は CPSC が毎年 11 月頃に公表しているもので、玩具自体が直接の原因となって発生した事故だけでなく、玩具を使用中に他の原因により発生した事故例も含むものとなっています。また、子どもの事故だけでなく、大人も含めたすべての年齢層の事故データも含まれています。

12 歳以下の子どもの事例に関するデータの概要は以下のとおりです（なお、2017 年、2018 年の死亡事故件数については、死亡証明書の処理の遅滞等の理由により暫定値となっています）。

#### 1. 死亡事故

2016 年から 2018 年までの、玩具に関わる死亡事故の件数の推移、事故に関係した玩具の種類、事故原因は表 1 のとおりです。

乗用玩具の使用時の事故やボール等の誤飲による窒息事故が散発していることが見て取れます。

表1 12歳以下の死亡事故の分類（本報告書をもとに弊社が作成、以下同じ）

玩具の種類	事故原因	2016年	2017年	2018年
スクーター（動力なし）	交通事故		4	3
縫いぐるみ、人形	窒息		2	2
三輪車	交通事故、溺死	2	3	
ゴム製ボール	気道閉塞	1	1	
その他のボール	気道閉塞、溺死	1	3	
乗用玩具（動力なし）	交通事故、溺死	1		2
水遊び玩具	溺死	1		2
風船、風船のひも	気道閉塞	1		1
その他玩具	気道閉塞、窒息、電池の誤飲、溺死、感電	4	1	5
合計事故件数		11	14	17

## 2. 傷害事故

2010年から2018年までの傷害事故件数の推移は図1とおります。

毎年12歳未満で17万件程度、5歳未満では9万件弱発生しており、10年間で大きな変化は見られません。

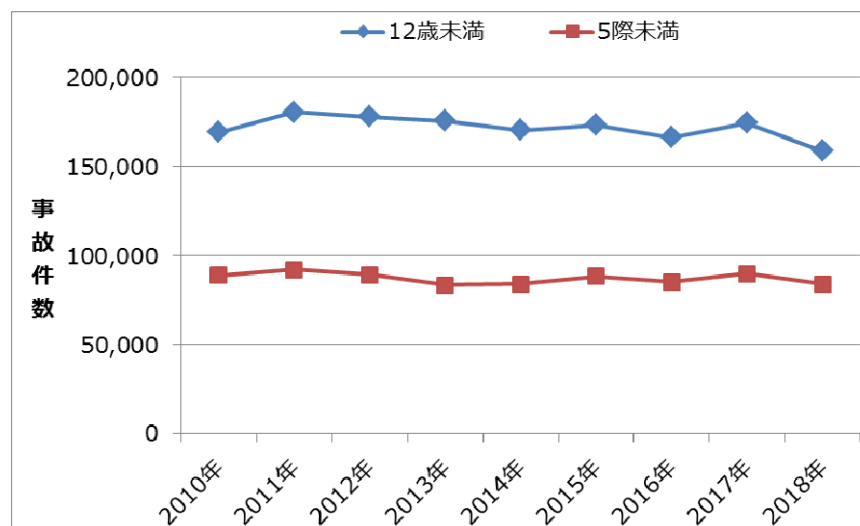


図1 12歳以下の事故件数の推移

2018年の傷害事故における受傷部位と傷害の種類は、それぞれ図2、図3のとおりです。

受傷部位は、頭部・顔面が多くみられます。また傷害の種類は、裂傷や打撲が多いことが分かりますが、骨折や捻挫、誤飲は年齢層によって異なるデータが出ています。

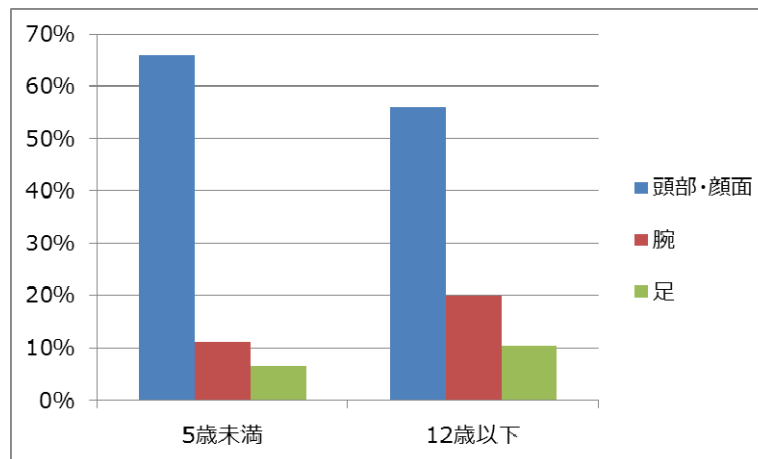


図2 受傷部位

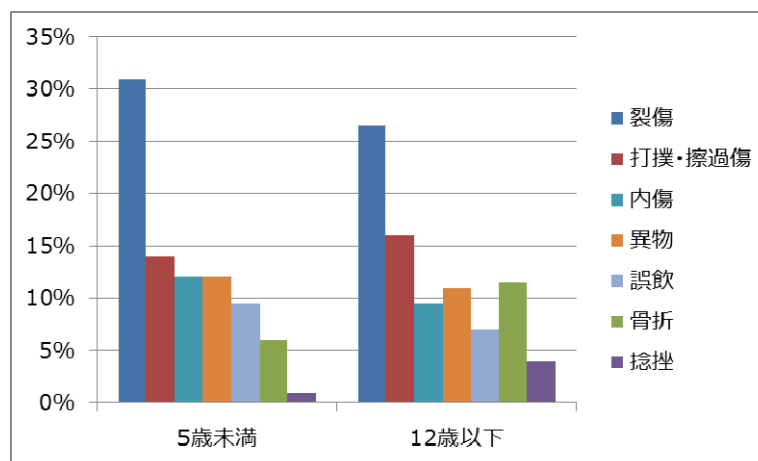


図3 傷害の種類

本報告書は、米国における玩具に関わる事故のデータを示したのみであり、事故を防止するために関係者がなすべき事項については触れられていません。また、日本における状況とは必ずしも一致しないとも考えられます。

しかし、死亡事故の中には、交通事故や溺死といった、玩具自体ではなく、玩具を使用している状況や場所などが関係して発生している事例も散見され、この点は、日本においても同様と考えられます。玩具に関わる事業者においては、玩具自体のリスクの低減のみならず、玩具の使用環境におけるハザードも含めたリスクシナリオをできるだけ広範囲に抽出し、リスクを低減していくことが期待されます。

出所：CPSC のレポート

[https://www.cpsc.gov/s3fs-public/Toy\\_Related\\_Deaths\\_and\\_Injuries\\_Calendar\\_Year\\_2018.pdf?WM0sDY9UaFK2MpzOxpBoqmqPvoUdbzDN](https://www.cpsc.gov/s3fs-public/Toy_Related_Deaths_and_Injuries_Calendar_Year_2018.pdf?WM0sDY9UaFK2MpzOxpBoqmqPvoUdbzDN)

## ○中国当局が「消費品リコール管理暫定規定」を公布

(2019年11月21日 中国国家市場監督管理総局)

中国国家市場監督管理総局は、2019年11月21日に「消費品リコール管理暫定規定（以下「規定」といいます）」を正式に公布しました。

中国では、消費生活用製品にかかわるリコール制度について、すでに「欠陥消費品リコール管理弁法（以下「弁法」といいます）」が2016年1月1日より施行されていますが、今回の「規定」は「弁法」の内容に置き換わるものであり、2020年1月1日から施行されます。

本件については、過去に度々改正案が公表されており、本PLレポートにおいてもその動向を取り上げてきましたが、事業者の責務等に関わる部分について、今回正式に制定された「規定」と従来の「弁法」との主な変更点を整理すると以下のとおりとなります。

変更点	規定	弁法
対象製品の範囲の拡大	「消費者が生活を送る上で購入・使用する製品」とのみ定義し、 <u>目録管理</u> や <u>除外製品</u> への言及はなし。なお「規定」の施行に伴い、2007年8月に公布された「児童玩具リコール管理規定」は廃止（32条）。	「消費者が生活を送る上で購入・使用する製品」と定義した上で、運用に際しては、リスクの大きいと考えられる品目（家電製品9種類、児童用品11種類）を当局にて重点管理（いわゆる「目録管理」を実施）（5条）。また、タバコ、自動車、食品、薬品など個別の法規制が存在する製品は「弁法」の対象外（5条）。
欠陥の定義から、国家標準や業界標準への不適合要件を削除	設計、製造、警告表示等の原因により、同一のロット、型番又は種類の消費品に <u>普遍的にもたらされた</u> 、人身、財産の安全を脅かす不合理な危険をいう（3条）。	設計、製造、警告表示等の原因により、同一のロット、型番又は種類の消費品に <u>普遍的にもたらされた</u> 、 <u>国家標準や業界標準等に適合しない</u> 人身、財産の安全を脅かす不合理な危険をいう（3条）。
リコールの具体的な内容を例示	市場に流通済みの欠陥製品について、 <u>警告表示の補筆・修正製品の修理・交換、返品</u> 、などを通じて危険を低減・除去する取組をいう（3条）。	欠陥の存在する製品からリスクを低減・除去する取組をいう（3条）
メーカー以外にも欠陥情報の収集分析等を行う体制の整備の義務付け	生産者、および消費品の販売、リース、 <u>修理等の活動に従事するその他事業者は、消費品の欠陥情報を収集・確認・分析・処理する制度を確立しなければならない</u> （7条）。	販売、リース、修理、部品供給、受託製造等に従事するその他事業者は、消費品に欠陥が存在する可能性を認識した場合は、直ちに生産者および当局に通報しなければならない（12条）。
当局への第一報の期限を明示	生産者およびその他事業者は、以下の事由を認識した日から <u>2営業日以内</u> に当局へ報告しなければならない。 (1)扱う製品が人身傷害や重大な財産損失を引き起こした場合、もしくはこれらを引き起こすおそれを認識した場合 (2)国外でリコールが実施された場合（8条）	生産者は欠陥の可能性を認識した場合、分析結果を当局に報告し、販売停止等の必要な措置をとる（11条）。

変更点	規定	弁法
当局へのリコール計画の提出期限を延長	生産者は欠陥の存在を確認した日、もしくは当局からリコールに関する通知・命令を受けた日から <u>10 営業日以内</u> に、当局へリコール計画を提出しなければならない (17 条)。	生産者は欠陥の存在を確認した日、もしくは当局からリコール命令を受けた日から <u>5 営業日以内</u> に、当局へリコール計画を提出しなければならない (19 条)。
リコール計画に記載する内容を明示	リコール計画の内容は以下を含むものとする。 (1)リコール対象の消費品の範囲、欠陥の内容、損害の発生を回避するための応急処置 (2)リコールの具体的な措置 (3)リコールを担当する組織、連絡先、スケジュール (4)その他 (18 条)	(具体的な言及なし)
リコール開始後の進捗報告、完了報告について追加	生産者は、リコールの開始後 3 か月ごとに進捗状況を当局へ報告するとともに、リコールの完了後は 15 日以内に当局へ総括報告を行う (21 条)。	(具体的な言及なし)
リコールの公表期限の短縮化	生産者は、リコール計画を報告した日から <u>3 営業日以内</u> に、公衆が認識しやすい手段を用いてリコール情報を公表しなければならない (19 条)。	生産者は、リコール計画を報告した日から <u>5 営業日以内</u> に、刊行物、インターネット、マスコミ等を通じてリコール情報を公表しなければならない (21 条)。
リコールの記録の作成・保管について追加	生産者は、リコールの記録を作成・保管しなければならない。記録の保管期間は最低 5 年とする (21 条)。	(具体的な言及なし)
罰則規定の追加	当局への報告を怠った場合、リコール対応を適切に実施しなかった場合、等で、当局の是正措置命令に対して期限までには是正しなかった場合は、1 万元以上 3 万元以下の罰金を科す (25 条)。	(具体的な言及なし)

一連の改正案についてこれまで本 PL レポートで紹介した内容（「PL レポート（製品安全）」2019 年度第 1 号および 2019 年度第 5 号ご参照）との比較においては、方向性として大きな変更はありません。

今回の改正では、一部規制が緩和されている事項もありますが、多くの事項で既存の規制よりも厳格なものになっています。中国向けの消費品を扱う事業者としては、自社のリコール実施体制が今回の改定に適合しているかどうかを改めて検証し、必要に応じて見直しを行うことが大切となります。

なお、今回の「規定」は「暫定規定」とされており、今回廃止される「児童玩具リコール管理規定」を除き、すでに個別の法規制が存在しているタバコ、自動車、航空機、船舶、食品、医薬品、化粧品、医療機器などの扱いがどうなるのかは明確になっていません。こうした点も含め、今後更なる改定がなされる可能性もあるため、引き続き本件の動向を注視していくことが望まれます。

出所：中華人民共和國 国家市場監督管理総局  
「消費品リコール管理暫定規定」（原文：消費品召回管理暫行規定）  
[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201911/t20191126\\_308824.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201911/t20191126_308824.html)

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

### MS&ADインターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

#### 【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

#### PL Masterメニュー

##### I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

##### II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

##### III. 製造物責任防備(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

##### IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

##### V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS&ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部 製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS&ADインターリスク総研 2019